

## 市民意見提出手続実施概要書

**次の案件について、市民の皆さんなどからの御意見を受け付けています。**

施策等の 名 称	さぬき市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（案）	
意見募集 の 趣 旨	インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害が社会問題となっています。このような状況を受け、本市ではインターネット上の誹謗中傷等を防止するための条例を制定するにあたり、市の責務、市民、事業者の役割、誰もが被害者、行為者にならないための施策等の内容について広く意見を求めるため、市民の皆さんのお聞きします。	
公表資料	政 策 等 の 概 要	さぬき市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例 (案)
	関 連 資 料	
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部人権推進課（市役所本庁1階）、総合支所窓口での閲覧及び配布</li> </ul>	
公表場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所ホームページへの掲載</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>	
意 見 の 募集方法	募集期間	令和7年12月19日～令和8年1月17日
	提 出 できる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に居住、勤務又は在学する方</li> <li>・本市に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体</li> <li>・本市に納税義務を有する方</li> <li>・施策等の案に直接的な利害関係を有する方</li> </ul>
	提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口への持参</li> <li>・郵送</li> <li>・ファクシミリ</li> <li>・電子メール</li> </ul>
	提出様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙「意見書」のとおり</li> </ul>
意 見 の 公表予定 時 期	<p><b>【令和8年1月下旬】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付した意見は、市で取りまとめを行い、個人情報を除いた上で、さぬき市役所ホームページで公表します。</li> <li>・意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>	

**施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）**

さぬき市役所 市民部人権推進課

住所：〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

電話：087-894-9088 ファクシミリ：087-894-3000

電子メール：[jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp](mailto:jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp)